日本スポーツ法学会 第一回大会開かる 「スポーツにおける当事者関係の特 「スポーツにおける当事者関係の特 「スポーツにおける当事者関係の特 「スポーツにおける当事者関係の特 「スポーツにおける当事者関係の特 「スポーツにおける当事者関係の特 して全体テーマのもと記念講演とシン ポジウムが開催された。 今大会は、現在のスポーツ法学会総会、そ して重要な大会である。さらにス ボーツ法学会の発展の端緒となる重要 な第一回の大会でもある。	- 日本スポーツ法学会
マ の 容 を 紹介する が 、 紙 幅 の 関 保 で 十 分 そ の れ も 興 味 深 い 報 告 時 間 二 の 九 こ 会 参 加 者 の 出 足 も れ る な か で 開 催 さ れ る な か で 開 催 さ れ る な か で 開 催 さ れ る な か で 開 催 さ れ た い 。 参 加 者 の 出 足 も れ 弱 加 て よ し こ れ る な か で 開 催 さ れ た い 。 、 親 告 吉 由 研 究 発 表 第 一 部 が 開 此 こ た 。 参 加 者 の 出 足 も 好 調 で あ ら 点 由 研 究 究 表 第 一 部 が 開 始 さ れ た い 売 に お が の 式 に お け る ス ボ 一 の う た い 売 、 、 新 一 の お に お が の 元 本 の 朝 一 の た に お が 、 の 元 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	法 会学 報会 第3号
共性と権利性をスポーツ要求のコイン の両側面としつつ、スポーツ権の確立 に向けた文化史的観点からそれらを分 析した。そして、③「社会体育事故と 夏久(鹿屋体育大)報告は、判例の分 析を通じて、学校事故法理と社会体育 事故法理の違いを指摘し、指導者の法 的責任を分析した。 も由研究発表の第二部は、司会に小 笠原正(東亜大)会員を得て国際的な 第本法の原理とスポーツ振興」と題して、小林真理(早 た。続いて、⑤「フランス・スポーツ たのスポーツ権の法的根拠を検討し た。続いて、⑤「フランス・スポーツ を通じて、小林真理(早 がーツ振興」と題して、小林真理(早 たのスポーツを 御法の施策の検討を通	《FAX)〇四二九(四八)四三一四 「FAX)〇四二九(四八)四三一四 「FAX)〇四二九(四九)八一一一 内三四二九 (下AX)〇四二九(四九)八一一一 内三七一三
ツにかかわる法律の変遷を概観し、現ツにかかわる法律の変遷を概観し、スポーツ的自由と平等に言及した。そして、⑥「オリンピック憲章の規範性」と題した永石啓高(社団法人民主主義と超した永石啓高(社団法人民主主義であり、活発な質疑を経て参加者も離であり、活発な質疑を経て参加者も、間題を共有したように思われる。 三、第一回の総会が、同所井深記の正士会長の挨拶では、出席率の高さが正士会長の挨拶では、出席率の高さが 正士会長の挨拶では、出席率の高さが 正士会長の挨拶では、出席率の高さが 正士会長の挨拶では、出席率の高さが であり、活発な質疑を経て参加者も課 のするれた。まず、千葉 に大くしたがに思われる。	四三一四 内三四二九(学科室)

(1) 第3号

1994年3月20日	日本スポーツ法学会会報	第3号(2)
大)両会員である。持ち時間約二〇分大)両会員である。持ち時間約二〇分大、東調講演をうけて、一五時からは、今回のテーマ構想に関わってきたは、今回のテーマ構想に関わってきたは、今回のテーマ構想に関わってきた	四、、休憩をはさみ、午後一時四〇分 の本質的危険をめぐって」と題した伊 藤尭(東京女子体育大)講演は、ス ボーツ事故判例にみる当事者関係―スポーツ 事故判例にみる当事者関係―スポーツ りたい。 なく、スポーツ法学の新たな視 続いて、「勝利をめざす練習と指 読いて、「勝利をめざす練習と指 した伊 がって」と題した伊 がいた。 の特殊性等種々のファクターの分析の 必要性を説いた。 なる、スポーツに関わる当事者 した伊 をもに、当該スポーツに関わる当事者	とが重要だろうとした。つづいて、事 事業報告と提案ならびに九三年中間会 第二回大会は九四年一二月一七日 (土)早稲田大学で、「スボーツにお ける紛争と事故」を全体テーマにして 行われることになった。
チュアスボーツに関わる判例を詳細かて、スポーツに関わる判例を詳細かりにおけるため関係を分析した。最後に、おける法的関係を分析した。最後に、おける法的関係を分析した。最後に、は、「競技者の権利と義務」と題し	大)報告は、「市民スポーツにおける 大)報告は、「市民スポーツの市民ス ポーツの状況を紹介しつつ当事者関係」と題し、ドイツの市民ス ポーツの状況を紹介しつつ当事者関係 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目に、佐々木光明(日体 した。三番目の佐藤千春(朝日大)報告	課題を指摘した。次に唐木国彦(一橋アダレン・指導者と生徒間との関係性チェック、指導者と生徒間との関係性チェック、指導者と生徒間との関係性チェック、指導者と生徒間との関係性とその がした。次に唐本国彦(一橋
議場には、会員の他、報道関係者や球びって」というテーマが時宜を得たせで二回目の合同部会研究会が開催された。当日は、「プロ野球の法律問題─ た。当日は、「プロ野球の法律問題─ にはシンボジウム形式で二回目のの第一回合同研究会に続いか、会場となった早稲田大学国際会	合同部会研究会報告 「「一部会研究会報告 「「日部会研究会報告 「日部会研究会報告	た。 た。
の多寡も考慮すべきこと、⑤単年契約気ないのに、多くの選手にとって報酬えないのに、多くの選手にとって報酬えないのに、多くの選手にとって報酬したる目的があること、③働ける期間がたる目的があること、③働ける期間が	安定と報酬の高騰を押さえることに主 安定と報酬の高騰を押さえることに主 なれたのは、現在の選手契約では球団 が両リーグと球団が結んでいる野球協 がに進づく統一契約書の書式を使って 約に基づく統一契約書の書式を使って 約に基づく統一契約書の書式を使って が両リーグと球団が結んでいる野球協 であること、②ドラフトや保留条項は であること、②ドラフトや保留条項は なり、選手契約の問題点として、①セ・ が両リーグと球団が結んでいる野球協 であること、②ドラフトや保留条項は なり、選手の自由になるのは参加報酬 であること、②ドラフトや保留条項は	雄会員(静大)が労働法学、奥島孝康 御会員(東亜大)が憲法学、坂本重 道太郎会員(東亜大)が憲法学、浦川 登原正会員(東亜大)が憲法学、浦川 登原正会員(東亜大)が憲法学、浦川 登原正会員(東亜大)が憲法学、順 (慶大)が学識経験者の立場から、小 で慶大)が学識経験者の立場から、小

5 J

たり、オーナーが選手を放失して球団 期 でり、オーナーが選手が動きファンが離れ FAにも有力選手が動きファンが離れ FAにも有力選手が動きファンが離れ なり、オーナーが選手をもたないJリー こ			則1190 こ				の自由を導き、憲法を直接適用し、あ選業選択の自由の保障から、就業契約厚などが挙げられた。これを踏まえて、①憲法二二条の理	7)*
期間中(一九九二年一二月一一、一期間中(一九九二年一二月一一、一ボーツ法学会の理事会が、アテネで開ポーツ法学会の理事会が、アテネで開国際スポーツ法学会が創立され、ギ国際スポーツ法学会が創立され、ギ	国際スポーツ法学会の	なければならないだろう。 (佐藤千春記)	っていていていました。 ツが評価されるためには、関係者のさ じた。国民の模範としてプロ・スポー 相手に対する記譜の不十分さを強く感	権利こすする忍殺り下十分させん。ことに示されるように、選手自身の自己対象を広げることに消極的であったこ	があるばかりでなく、選手会がFAのに、球団側が人権の理解を深める必要した。この日の会合に参加して、特した。	最後に、伊藤副会長が挨拶して閉会評価、などが取り上げられた。でリーグ脱退行為の法的	選手にも寮費・食費など球団が配慮し厚生福利の面では、米国に較べて二軍理人を立てられるようにすること、⑥る要因があること、⑤契約に際して代レーをしなくなるなど人気を低下させ	を売ったり、選手が怪我をしてまでプ
理事会課事要約 「理事会員数が八八名であ 一世村事務局員 日本・菅原・西村・濱野・森川理事、小 本・菅原・西村・濱野・森川理事、小 中村事務局員	一九九三年度 第四回 (諏訪伸夫記)	は、本年、フランスで開催される予定あるオリンピアで開催され、第三回目ーC月下旬にオリンピック発祥の地で	同学会の第二回大会は、一九九三年シャ)が選ばれました。	ナアードス IIIonnidon たくざり Z.Taouffik氏(チュニジア)およびイ スペイン)とタオフィック	会計担当理事には、リアロス D.Liaros K.Vieweg教授が加わることになり、 には特別にドイツからフィーベック	助教受(ギリシャ)が、さらこ事務局バナジォットプロス D.Panagiotopoulosが選ばれました。また事務局長には、	びオノー G.Auneau教授(フランス)J.Nafziger教授(アメリカ)とサイラシャ) 、副 会長 に ナフ ツィ ガ ーシャ) 、副 会長 に ナフ ツィ ガ ー	二、一三日)に開かれ、会長にスター
斎藤・佐藤・鈴木・中村・日野事務局 森川理事、池井・小笠原監事、小林・ 島・坂本・永井・西村・萩原・濱野・ 出席者 千葉会長、伊藤副会長、奥 北三年七月二四日 早稲田大学 九三年七月二四日 早稲田大学	よる記事の執筆を、千葉会長に続い	設出版より依頼のあった、本学会編に最後に「その他」で、(株)体育施した。	○部から五○○部とし、その細部につ○部から五○○部とし、その細部につ5版・並製 二○○頁 発行部数三五	ら反 立と、こつつて、きず By なに、 A 続いて「年報に関する件」では、 A た。	大会終了後に、懇親会を開くこととし講演、シンポジウムを行うこととし、中に自由研究発表、午後に総会、基調	欠こ「大会こ関する牛一では、干前た。	げ、シンポジウム形式で開催することでは、プロ野球の法律問題を取り上まず「第二回合同部会に関する件」た旨の報告があり、議事に入った。	ることと、本学会が、早稲田大学から

(3) 第3号 日本スポーツ法学会会報 1994年3月20日

1994年3月20日	日本スポーツ法学会会報	第3号(4)
は、本年度は本日の開催をもって終了 し、以後は大会の開催と年報の発行に し、以後は大会の開催と年報の発行に し、以後は大会の開催と年報の発行に た。 第六回 理事会議事要録 九三年九月一八日 早稲田大学	またってより、アイン・アイン・アイトーで 「報告し、了承を得ることになった。 「年報委員長が海外出張中のため、濱野 ・森川で原案を作成し、次回理事会 ただし、発行部数に関してはさらに煮 詰めていくこととした。なお、依頼原 詰めていくこととした。なお、依頼原 になった。 続いて「第会研究会に関する件」で になった。	員 冒頭に現在の会員数が九五名である 冒頭に現在の会員数が九五名である 事に入った。 事に入った。 事に入った。 事に入った。
第七回 理事会議事要録 九三年一〇月二三日 早稲田大学 九三年一〇月二三日 早稲田大学 下大会に関する件」では、事務 電頭に、現在の会員数が一〇二名で 「冒頭に、現在の会員数が一〇二名で した。 「大会に関する件」では、事務	より基調講演者、シンポジウム提言 され、これを了承した。 の部とすることと、依頼原稿をお願い 「その他」では、次回理事会を一〇 月二三日(土)午後二時より法政大学 で開くことと、そこで大会の細部を検 ずる方などについて提案がなされ、原 案通り決定した。 「その他」では、次回理事会を一〇 月二三日(土)午後二時より法政大学	よず「大会に関する件」では、会長 すが、、現在の会員数が一〇一名で り、議事に入った。
稿の未提出者に提出を急いでいただく 高の未提出者に提出を急いでいただく にした。 う承した。 なに「第一回大会の検討に関する た会から、次回の集中テーマの決定 も含めて準備に早めに取り掛かること と、自由研究発表に時間的余裕をもた と、自由研究発表に時間的余裕をもた しることとした。	ー九九四年度 第一回 一九九四年度 第一回 大四年一月二九日 早稲田大学 北四年一月二九日 早稲田大学 開催日を変更したことと、第一回大会 冒頭に、諸般の事情により、理事会 冒頭に、諸般の事情により、理事会	学で開くことを決定して閉会した。 挙で開くことを決定して閉会した。 学で開くことを決め、次回理事会を九四年一 ることを決め、次回理事会を九四年一 ることを決め、次回理事会を九四年一 ることを決め、次回理事会を九四年一
(土)に早稲田大学で開催されます。 (土)に早稲田大学で開催されます。 (土)に早稲田大学で開催されます。 う号は内容が盛り沢山でしたので、 う号は内容が盛り沢山でしたので、 ら、事務局までお寄せください。 ら、事務局までお寄せください。	三〇日迄に改定するように提案するこ三〇日迄に改定するように提案すること、次回理事会を四月二三日封すること、次回理事会を四月二三日対すること、次回理事会を四月二三日、土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。	本会の会計年度を一〇月一日から九月では、坂本会員に原案の作成を依頼していという、会長の提案を了承した。「その他」では、本年度の総会に、たいという、会長の提案を了承した。

•